

島田市自治会情報通信機器整備補助金交付要綱

制定 令和2年9月25日

改正 令和2年10月20日

改正 令和3年9月6日

(主旨)

第1条 市長は、自治会が新型コロナウイルス感染症拡大防止のための新たな生活様式に対応し、効率的な情報伝達方法の構築と事務の効率化に取り組むことを支援するため、公会堂等に情報通信機器を整備する自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自治会」とは、町又は字の区域その他市内の一定の区域においてその区域内の全ての世帯を対象として地縁に基づいて形成された団体で自治会と称するものをいう。

2 この要綱において「情報通信機器整備事業」とは、自治会が次に掲げる機器を整備し、及びインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）と契約を締結し、インターネットに接続する環境を整備する事業をいう。

(1) 電子計算機（タブレット型端末を含む。）

(2) スキャナ

(3) プリンタ

(4) 無線ルータ

(5) ウェブカメラ

(6) メモリ、SSDその他の記憶装置

(7) 前各号に掲げるもののほか、自治会が第1条に規定する目的を達成するために市長が必要と認める機器

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、この要綱に基づく補助金以外の補助金、助成金等の交付を受けていない情報通信機器整備事業とする。

(交付の制限)

第4条 補助金の交付は、一の自治会につき、1年度当たり1回に限るものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、第2条第2項各号に掲げる機器の購入及び設置に要する費用並びに公会堂等に電気通信回線を引き込むための工事に要する費用とする。

(補助金の率及び限度額)

第6条 補助金の率は3分の1以内とし、6万5,000円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会は、あらかじめ規則第13条第1号ア又はイに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書
- (3) 見積書その他の補助対象経費の金額が確認できる書類の写し
- (4) 機器の仕様が分かる書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする自治会のうち概算払を受けようとするものは、前項各号に掲げる書類のほか、規則第13条第10号に規定する資金状況調べを添付するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める要件は、補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする事とする。

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 情報通信機器をインターネットに接続できる環境が整備されていること。
- (2) 自治会の電子メールアドレスを取得すること。
- (3) 定期的に電子メールの受信状況を確認する体制を整えること。
- (4) コンピュータウイルス対策及び機器の盗難対策を講じること。
- (5) 個人情報保護対策を講じること。

（交付決定の通知）

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号イに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした自治会に通知するものとする。

（変更の承認）

第10条 補助金の交付の決定を受けた自治会が第7条第1項の規定による申請の内容を変更しようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 変更事業計画書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により申請した自治会に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた自治会は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付確定の通知）

第12条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた自治会に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助金の交付の確定を受けた自治会が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求手続）

第14条 補助金の交付の決定を受けた自治会が補助金の概算払を請求しようとするときは、規則第13条第9号に規定する概算払請求書を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限の期間）

第15条 規則第12条の5ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

（令和2年度の補助金の率及び限度額の特例）

2 令和2年度分の補助金に係る第6条第1項の規定の適用については、同項中「3分の1」とあるのは「10分の10」と、「6万5,000円」とあるのは「20万円」とする。

3 令和2年度の補助金の交付については、第6条第2項の規定は、適用しない。

（令和3年度の補助金の率の特例）

4 令和3年度分の補助金（第2条第2項第6号に掲げる機器に係るものに限る。）に係る第6条第1項の規定の適用については、同項中「3分の1」とあるのは「3分の2」とする。

附 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月6日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別記様式（第7条、第10条、第11条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

機器設置場所		名称：					
		所在地：					
電気通信事業者 ※電気通信役務を提供する事業者		名称：					
		所在地：					
電子メールアドレス							
事業 の 内 容	※該当する項目を☑してください。 機器の購入	区	分	事業費	財源	内訳	
					市補助金	地元 負担金	
		<input type="checkbox"/> 電子計算機（タブレット型端末を含む。） メーカー： 型番：		円		円	円
		<input type="checkbox"/> プリンタ・スキャナ					
		<input type="checkbox"/> 無線ルータ					
		<input type="checkbox"/> プロジェクター					
		<input type="checkbox"/> スクリーン					
		<input type="checkbox"/> その他 ()					
		<input type="checkbox"/> その他 ()					
	<input type="checkbox"/> その他 ()						
回線引込み工事							
合 計							
事業実施時期		機器の購入時期		年	月	日	
		機器の設置完了時期		年	月	日	

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。